

# 法人設立手続の オンライン・ワンストップ化に向けて

平成29年11月  
内閣官房  
日本経済再生総合事務局

1. 経緯

2. 背景

3. 論点

# 世界銀行“Doing Business”とは何か？

- 「日本再興戦略 -Japan is Back-」(2013年)以降、成長戦略のKPIとして、「2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国(OECD加盟35か国)で3位以内を目指す」としている。
- 同ランキング(“Doing Business”)は、世界銀行が毎年発表する、世界190ヶ国を対象とし、事業活動規制に係る10分野を選定し、順位付けしたもの。
- 各分野において、スタンダードケースシナリオ(国内の中小企業が、国内最大の経済規模を持つ都市において、事業活動を行う場合を想定)を設定し、所要日数、必要コスト等の各項目を横並びで比較。

分野	測定される項目の例
法人設立	手続数、時間、コスト、最低資本金
建設許可	手続数、時間、コスト、安全基準
電力事情	手続数、時間、コスト、電力事情
不動産登記	手続数、時間、コスト、登記行政の質
信用供与	権利の強さ、信用情報へのアクセスのし易さ
少数投資家保護	少数株主の権利
納税(社労)	申告・支払時間、税率、税目、還付手続
輸出入	時間、コスト、
契約執行	時間、コスト、司法手続の質
破綻処理	時間、コスト、破産処理の質

手続数、時間、コストを中心に評価

法人設立、建設許可、電力事情、  
不動産登記、納税、輸出入

制度の内容(権利保護度合、透明性等)  
を中心に評価

信用供与、少数投資家保護、契約執  
行、破綻処理

# Doing Businessにおける我が国の位置

- 日本の順位は年々低下し、先進国35か国中、2013年の15位から2018年は24位。
- OECD35か国の中で電力事情と破綻処理を除いて、総じて低い評価。2018年は、特に法人設立や少数投資家保護等の分野での順位が低下。
- 法人設立について、我が国はOECD諸国と比べ、税・社会保障等の届出を別途行う必要があり、手続数が多いこと、また手続日数が長いことが順位を下げている原因となっている。

我が国の項目別順位（2018年版：カッコ内は2017年版）

項目	OECD順位 (35か国)	昨年順位	世界順位 (190か国)	昨年順位
	法人設立	32 (↓1)	31	106 (↓17)
建設許可	21 (↑2)	23	50 (↑10)	60
電力事情	9 (→)	9	17 (↓2)	15
不動産登記	26 (↓1)	25	52 (↓3)	49
信用供与	22 (↑4)	26	77 (↑5)	82
少数投資家保護	24 (↑2)	26	62 (↓9)	53
納税	29 (→)	29	68 (↑2)	70
輸出入	28 (→)	28	51 (↓2)	49
契約執行	23 (→)	23	51 (↓3)	48
破綻処理	1 (↑1)	2	1 (↑1)	2

1. 経緯

2. 背景

3. 論点

# デジタル・ガバメントの実現に向けて

- 「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、行政内部の業務プロセスの見直し（BPR）や行政手続・民間取引IT化にあたっての3原則等が掲げられた。

＜参考：「デジタル・ガバメント推進方針」一部抜粋＞

- 【方針1】デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革  
デジタル技術を徹底活用し、行政サービスそのものをデジタル前提で再設計することにより、利用者中心の行政サービス改革を推進する。（略）  
また、サービス提供のフロント部分のみでなく、行政内部の業務プロセスを含めて一体的に見直す業務改革（BPR）を実施し続けることが必要となる。
- 【方針1-1】サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進  
業務改革の実施にあたっては、業務の実態を事実に基づいて一つ一つ徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で、必要な改善策を検討して実行する。この際、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスの業務や、書面による提出、対面原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ改革を実施する。
- 行政手続・民間取引IT化にあたっての3原則
  1. デジタルファースト原則：手続の電子化の徹底を前提としつつ、さらにデジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うことにより、原則として、個々の手続・サービスが一貫しデジタルで完結する。
  2. コネクテッド・ワンストップ原則：民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／1か所で実現する。
  3. ワンズオンリー原則：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

# 法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化に向けた検討

- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）において、法人設立に関し、全手続のオンライン・ワンストップで処理できるようにすることとされた。

## <抜粋>

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、（略）、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと（ワンスオンリー）を横串原則とする見直しを実施する。

（中略）

法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。そのため、関係する全ての手続をオンラインで完結させるとともに、外部連携APIを活用した民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携API等の在り方を含めて、制度面・技術面の総合的な観点から、今夏までに官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得る。

- ➡ **オンライン・ワンストップ化に向け、課題を明らかにするとともに、それをいかに解決するかを検討するため、本年9月に法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会を立ち上げ、現在議論中。**

1. 経緯

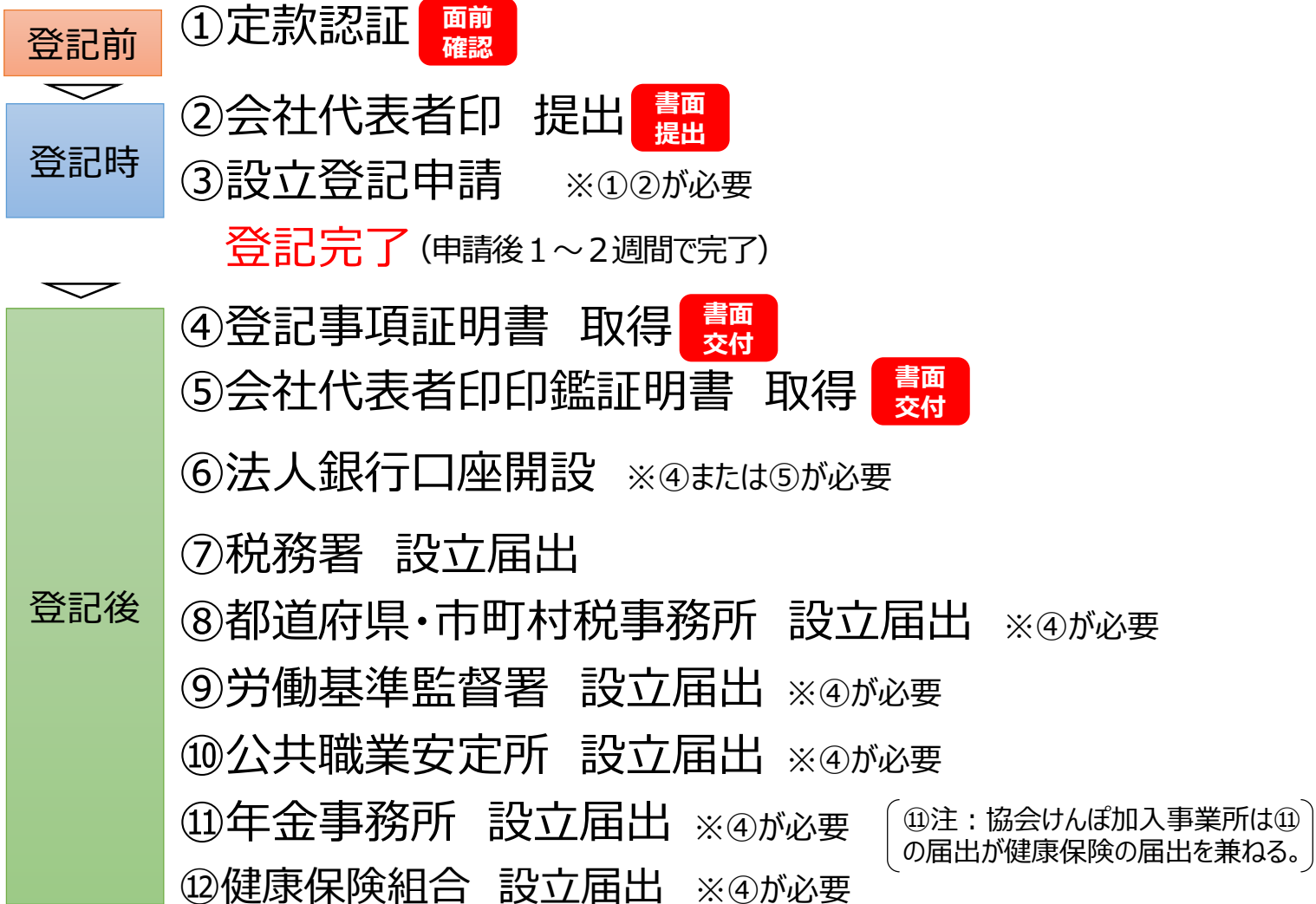
2. 背景

3. 論点



# 我が国における現行の株式会社の設立手続き概要

- 面前、書面での手続きが残り、オンラインで手続きが完結できていない。また、プロセスが多数に分かれ、かつ手続完了までに日数を要し、ワンストップで手続きが完結できていない。



➡ 全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする

# オンライン・ワンストップ化に向けた手続き上の課題

- 手続きのオンライン・ワンストップ化、事業者の行政手続きコスト削減を阻む原因となっている課題は、主に以下の4点。

## 1. 公証人による面前での定款認証

— 電子定款の認証についても公証人役場における面前確認が必要。

## 2. 登記申請受付後の処理期間

— 申請後、手続き完了まで1～2週間を要する。

## 3. 会社代表者印の書面提出

— オンライン申請であっても別途書面提出が必要。

## 4. 個別に手続きが必要なオンライン申請システム

— 設立に必要な手続きを4つのシステムで個別に行うことが必要。

# 1. 公証人による面前での定款認証 現行制度

- 株式会社の原始定款の効力発生には、原始定款をめぐる紛争等の防止のため、定款の①真正性及び②適法性の観点から公証人による認証が必要（※）。
- このため、電子定款であっても、発起人は公証人の面前で、定款にある自身の電子署名を自認することが求められる。

（※）私文書に証拠力を持たせるには、真正な成立の証明が必要。電子文書の場合、本人の電子署名があれば真正な成立が推定されるが、原始定款の成立については推定効を上回る水準での証明が求められている。

**起業家には「シンプルな機関設計でよいかから一刻も早く法人を設立したい」という切実なニーズが存在する中、公証人役場に出向いての面前確認は重い負担。**

（第1回検討会ご意見）「起業家にとって時間はキャッシュに相当。1日でも早く事業を立ち上げて軌道に乗せないと、会社の生死に関わる。」

**⇒最新の技術を踏まえたより合理的な方法に見直すことが急務。**

（参考：英国の事例）

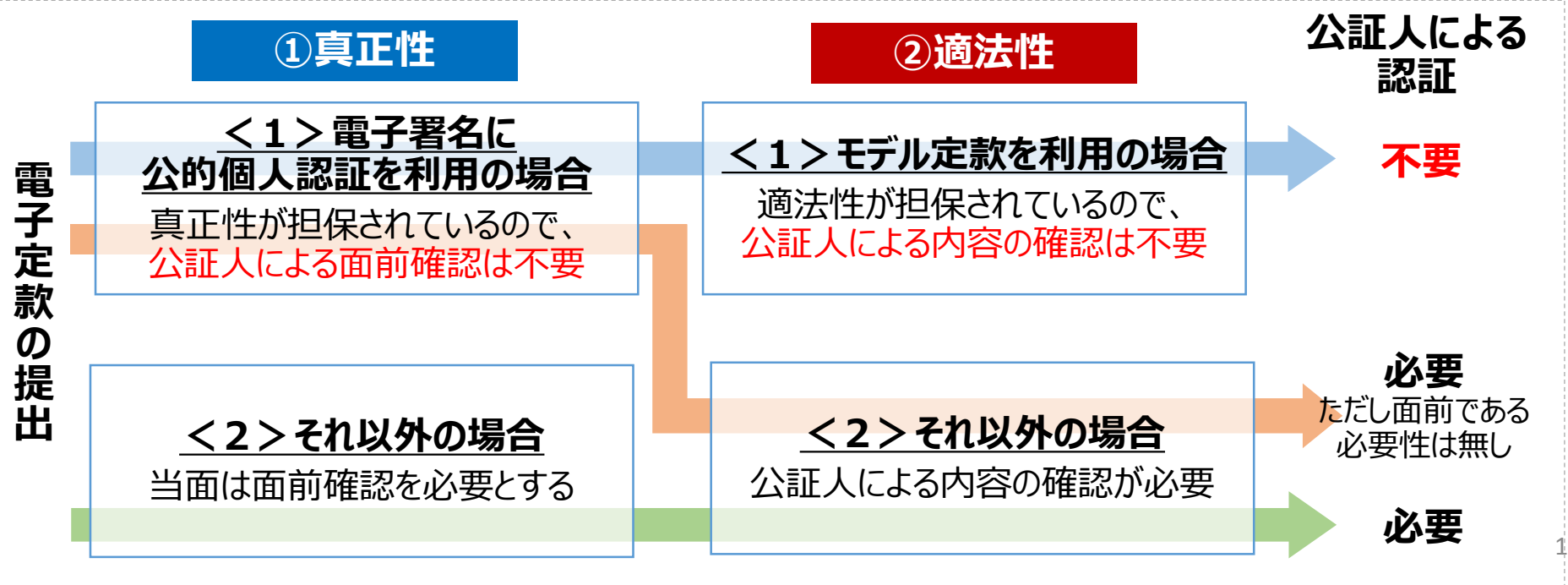
モデル定款を採用したものについて、設立時手続のファストトラックを設けている。

- 会社類型に応じて1種類ずつ、主務大臣がモデル定款を設定。モデル定款を全て採用する私会社のみ、オンライン申請による設立が可能。この場合、申請後24時間以内に登記が完了。  
⇔ モデル定款の一部または全部を採用しない場合、登記完了までに8日～10日が必要。
- 発起人の真正性の確認については、登記申請にあたっては設立意思の確認として、発起人毎にそれに同意するチェックボックスにチェックを入れるのみ。

# 1. 公証人による面前での定款認証 見直し案

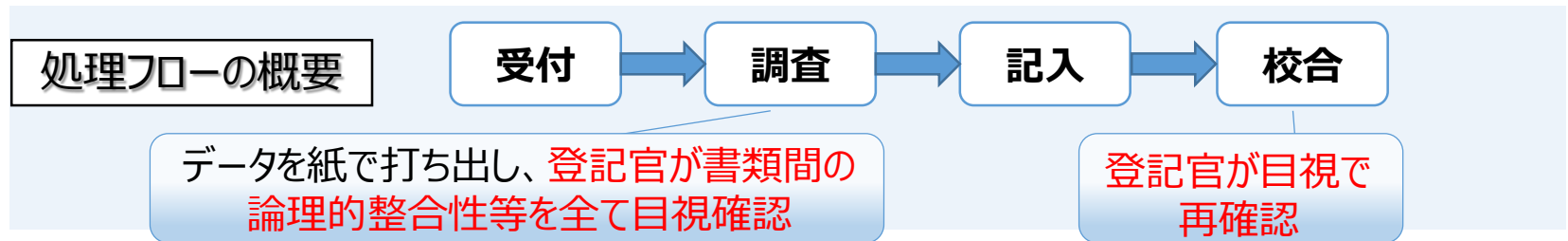
- 電子署名は、技術的にも印鑑より一段高い真正性が確保されている（印鑑より偽造/盗用しにくい等）と考えられる。
- また、会社法その他の法律に照らして作成したモデル定款については、適法性が担保されている蓋然性が高い。
- このため、行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から
  - 電子署名を付された電子定款については、面前での確認を不要としてどうか。
  - モデル定款を活用した電子定款については、公証人による確認を不要としてどうか。

## <電子定款提出後のフロー（案）>



## 2. 登記申請の処理時間の短縮化 現行制度

- 現在登記所では、申請受付後、調査・記入・校合というフローで処理が行われている。
- 特に調査過程では、オンライン申請であっても、定款の記載内容の審査や、登記事項と添付書類の記載内容に齟齬が無いかどうかの突合等が全て、登記官による紙ベースの目視確認で行われている。
- 現状、特に補正が無い場合でも地方で2-6日、東京で2-8日を要している（※）。一方、諸外国ではオンライン申請ならば1日以内に審査が完了する国もあり、我が国を比べると処理時間の差は歴然。（※）閑散期：設立登記以外の役員変更登記などを含む法人登記全体の処理日数。



### （参考1：我が国の特許出願審査）

- 申請書類を機械判読可能な形式とし、方式審査（形式確認）をできるだけ自動化。
  - 申請書類を規定様式に自動変換・入力チェックを行うソフトを無料配布。
  - 申請人自身がチェックし記入漏れ等を未然防止。
- これにより業務を効率化し、担当者が形式確認にかかるコストを最小化している。

### （参考2：諸外国の事例）



**イギリス**：オンライン申請（モデル定款の使用が条件）の場合、**申請後24時間以内**に審査完了（書面申請の場合、約8-10日間必要）。



**カナダ**：「one-day service standard」というシステムに基づくオンライン申請の場合、**申請後 1日**で審査が完了。

## 2. 登記申請の処理時間の短縮化 見直し案

- 法人設立に関する行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から、以下の見直しを検討してはどうか。

- モデル定款に則りオンラインで行われた会社設立の登記申請は受付後24時間以内に審査を完了する。

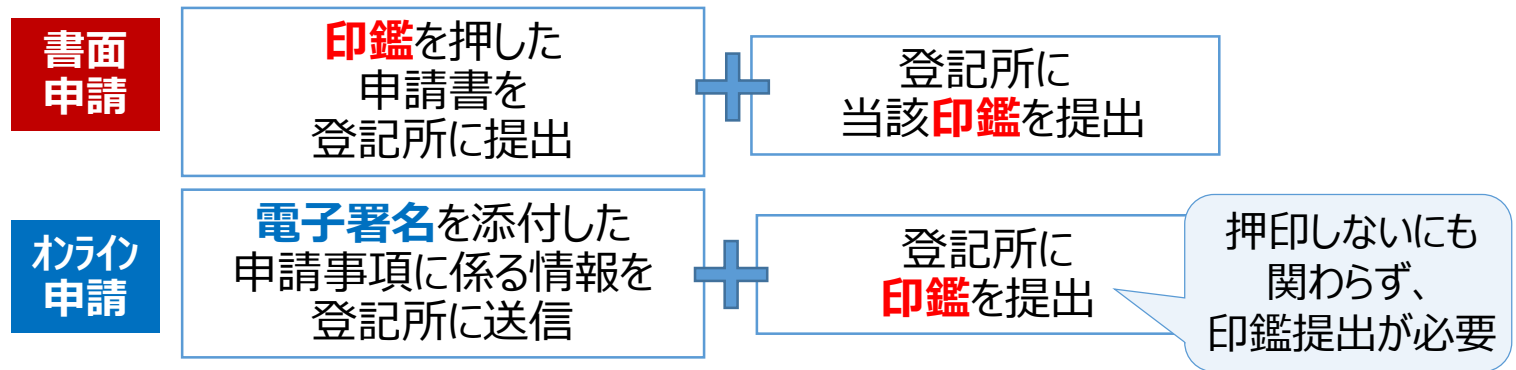
- モデル定款に則って、機械判読可能な形で申請と添付書面が全て提出されている等、一定の条件に合致する登記申請は、事前審査システムなどの開発を行い、受付後の全行程を完全自動化し、即時に審査を完了する。

- ✓ 機械判読可能な形での電子申請を実現し、標準化できた対象において、システムによる審査の完全自動化を行い、人は人にしかできない（標準化の難易度が高い）審査に注力すべきという考え方。
- ✓ これは、事業者の行政手続き負担の軽減と、登記所における働き方改革の双方に資する。

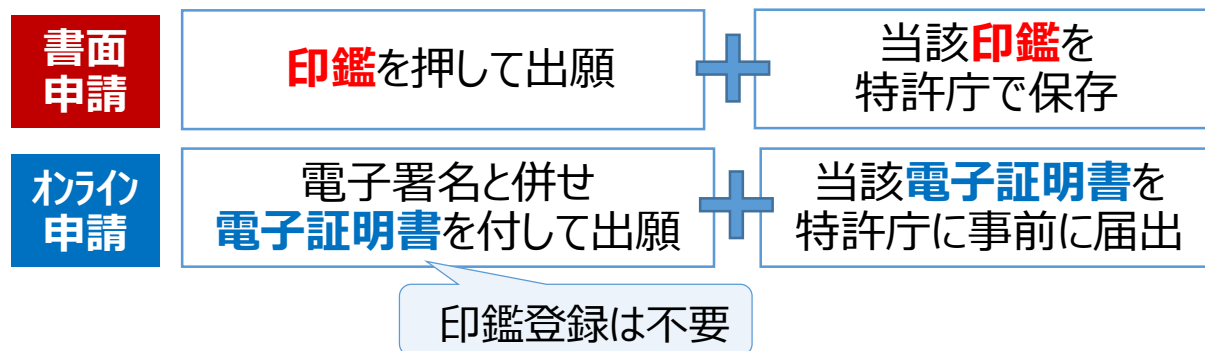
### 3. 会社代表社印の書面提出 現行制度

- 登記にあたり、書面申請の場合は申請書に押印する会社代表者の印鑑の提出が必要。印鑑の提出がないことが申請の却下事由と商業登記法に規定。
- このため、オンライン申請の場合は、押印に代えて電子署名の添付が必要だが、これに加え、申請書に押印しないにも関わらず、別途印鑑の提出が求められている。
- また、登記の手続きとは独立した印鑑を用いる手順によって国が発行する会社代表者の電子証明書（「商業登記電子証明書」）は取得の手間・費用の課題が指摘されている。

#### 現行の 登記制度



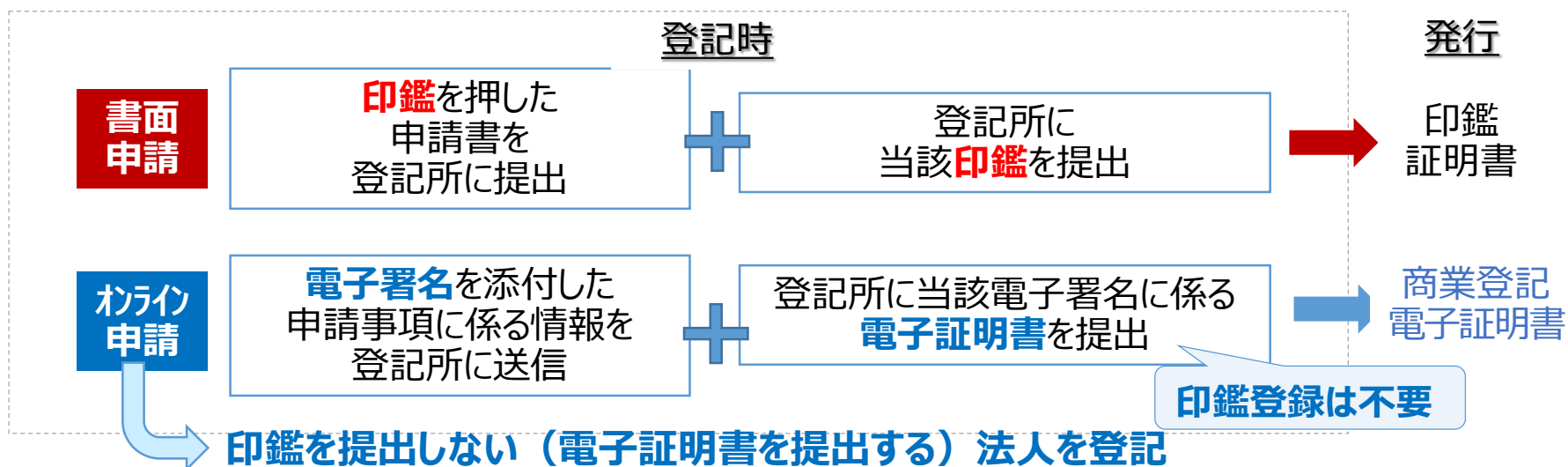
#### (参考) 現行の 特許出願 制度



### 3. 会社代表社印の書面提出 見直し案

- 法人設立に関する行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から、以下の見直しを検討してはどうか。
  - オンライン申請のみを行う者は、印鑑の提出を不要とし、印鑑を提出しない法人の登記も認める。
  - 印鑑を提出しない場合、会社代表者の公的個人認証か、商業登記電子証明書を自動交付して、印鑑の代替として本人確認を行う。
  - また、このようなデジタルネイティブな企業の活動環境を改善するため、会社の電子証明書、例えば商業登記電子証明書の劇的な利用拡大を図るための抜本的取組みが必要ではないか。

<登記申請時の真正性の担保に係るフロー（案）>

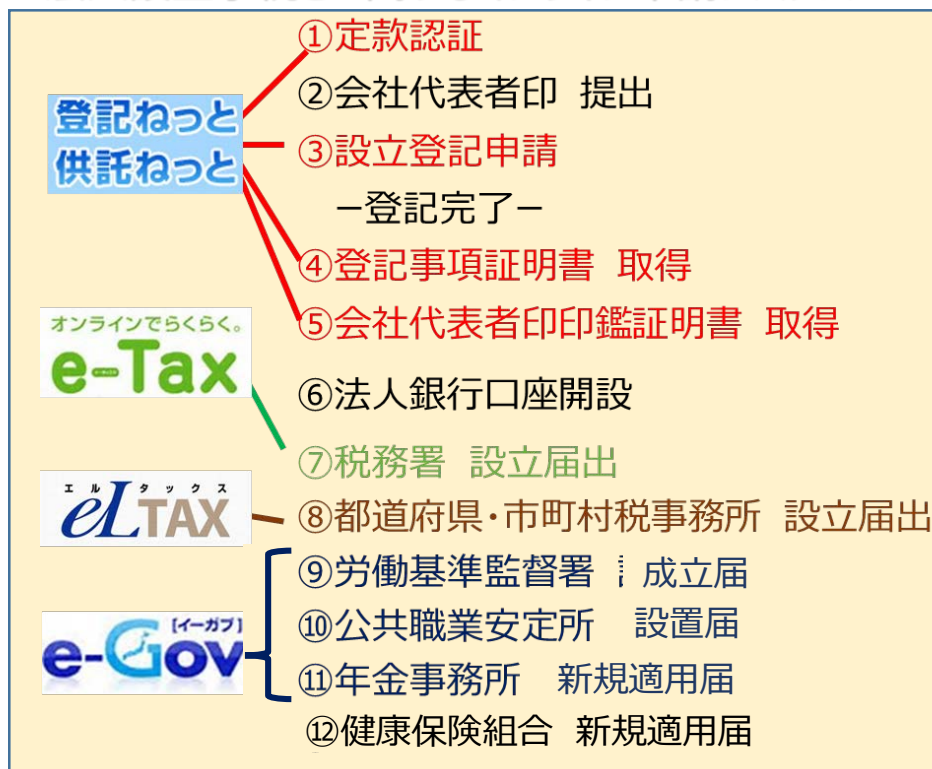




## 4. オンライン申請システム上の課題

- 現状、たった一回の設立手続きのためにオンライン申請を利用するために事業者が負担するコストがメリットを上回っていると考えられる。
- 特に、法人設立に必要な手続きについては、現状 4つのシステムで個別に実施する必要があり、手続き全体像がわかりづらく、申請のための負担も大きく、必要な手続きが一括して完了できるようなワンストップサービスの実現が求められている。

### 法人設立手続きに関するオンライン申請システム



(第2回検討会大久保委員提出資料「株式会社の設立手続きについてのアンケート」)

- 「まず、何をしなきゃいけないのかがわからない。何がわからないのかわからない。」
- 「どこから手をつけるのかが、明確な順序がないのが、分かりにくかった」

※①注：オンラインによる申請は可能。認証は公証人の面前での確認による。

※④⑤注：オンラインによる交付請求は可能。証明書交付は、郵送または窓口受領による。

※⑩注：オンライン申請に対応していない組合もある。また、オンライン申請が可能でも、e-Govの受理機関ではないため、e-Govを通じた申請ができない。

➡ **マイナポータル**の活用などにより、必要な手続きが一括して完了できるような**ワンストップサービス**を構築するべく現在検討中

# (参考) 登記事項証明書 の添付省略に向けた取組み

- 行政機関等に対してオンラインにより法人の登記情報を提供可能とする等の、行政機関間の情報連携のための仕組みを構築することとしており (H32年度中の運用開始を予定)、関係府省は、これをもとに登記事項証明書の添付省略を図ることとされている。

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月CIO連絡会議決定)において、事業開始等の各種手続で登記事項証明書の添付を省略できるよう、関係機関間での情報連携を推進することとされた。

